

会議の開催結果について

- 1 会議名 令和7年度第2回上尾市地域包括支援センター運営等協議会
- 2 会議日時 令和8年1月26日（月）
午後1時15分から午後2時まで
- 3 開催場所 Web 会議
- 4 会議の議題
 - （1）地域包括支援センター運営等協議会について
 - （2）令和7年度の実績報告
 - （3）令和8年度の業務内容等
 - （4）その他の地域包括ケアに関すること
 - （5）協議事項
 - ・令和7年度原市南地域包括支援センター運営業務の減算について
 - ・令和8年度原市南地域包括支援センター運営業務の新受託法人について
- 5 公開・非公開 公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴者数 0人
- 8 問い合わせ先 健康福祉部 高齢介護課 地域支援担当
(担当課) 電話 048 - 775 - 4190

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第2回上尾市地域包括支援センター運営等協議会		
開 催 日 時	令和8年1月26日(月) 午後1時15分から午後2時00分		
開 催 場 所	オンライン		
議長(委員長・会長)氏名	今村 恵一郎		
出席者(委員)氏名	沼尻克美、武田美佳、吉田優、荒井忠男、永井久枝、池田将寛、高橋雪子		
欠席者(委員)氏名			
事務局(庶務担当)	黒田健康福祉部長、川村健康福祉部次長、関田高齢介護課長、小泉主任、森田主事、橋本主査(文責)		
会議事項	1 議 題	2 会 議 結 果	
	(1) 地域包括支援センター運営等協議会について (2) 令和7年度の実績等報告 (3) 令和8年度の地域包括支援センター運営業務の内容 (4) その他の地域包括ケアに関すること (5) 協議事項(R7減算、R8受託法人変更)	議題1について了承する 議題2について了承する 議題3について了承する 議題4について了承する 議題5について了承する	
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数	0名
会 議 資 料	資料(1)-1 地域包括支援センター運営等協議会の役割について 資料(1)-2 上尾市の高齢者人口(圏域別)について 資料(2)-1 R7年度実績_地域包括支援センター相談年報(12月現在) 資料(3)-1 R8_業務委託内容 資料(3)-2 R8年度の予算(予定) 資料(4)-1 地域密着型サービス事業所の指定状況 資料(4)-2 指定介護予防支援事業所の指定状況 資料(4)-3 介護予防支援業務の委託状況 資料(5)-1 R7年度の原市南地域包括支援センター運営業務の減算について 資料(5)-2 R8年度の原市南地域包括支援センター運営業務の新受託法人について		
議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令和 8 年 3 月 31 日 議長(委員長・会長)の署名 <u>今村恵一郎</u> 議長に代わる者の署名 (議長が欠けたときのみ)			

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
今村委員長	議事の「(1) 地域包括支援センター運営等協議会について」について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (橋本)	では事務局より、先ずはこの協議会の役割について説明します。いつもの資料になりますので、簡便に説明します。 資料(1)-1 をご覧ください。 資料(1)-1 につきましては、この協議会について整理した資料になりますのでご参考にしていただければ幸いです。 はじめに、この協議会の法的根拠、隣は所掌事務の一覧を記載しています。ここに記載された内容を踏まえまして、本協議会では、地域包括支援センターの運営について、実績報告をさせていただくことや受託法人の変更がある際に、ご意見をいただいております。 続けて、資料(1)-2 (次ページ) をご覧ください。 上尾市の高齢者人口について説明します。 この資料は、上尾市の総人口と高齢者人口を集計した資料で、地域包括支援センターを設置している日常生活圏域別に作成しています。数値は令和7年10月1日時点のものになります。 資料左上にあるタイトルの下に、合計値を記載しています。全人口230,618人(4月230,211人)に対して高齢者人口は63,609人(前回63,476人)となっており、高齢化率は27.6%(変わりなし)でございます。その右側には参考値としてR7.4.1時点、R6.10.1時点の数値を記載しています。 なお、令和7年10月1日現在の、全国の高齢化率は29.4(前回29.3%)であり、上尾市の高齢化率はそれより低く推移しております。 上尾市の全人口、及び、高齢者人口は、いずれも、令和4年をピークに全体としては減少傾向にありますが、年ごとに微増・微減しているところです。 続いて、資料中央は日常生活圏域別の人口になります。資料の右端に圏域別高齢者数の順位と圏域別高齢化率の順位を載せています。 ②高齢者人口の多い順について、圏域内の高齢者人口が6,000人以上の場合、2,000人ごとに地域包括支援センターの人員を1人増員しています。中には、高齢者人口が8,000人を超えている圏域も2か所ございますが、これは総人口の多さが影響しているものと考えます。 また、高齢化率でみると、「高齢者数は少ないが高齢化率は高い」ところがございます。高齢化率が市平均値より高い要因としては、団地や集合住宅地における高齢化率の増加が挙げられます。 市全体としましては昨年度とほぼ同水準となっております。
今村委員長	説明は以上でございます。 ただいまの説明内容について質問はございませんか。

— なし —

それでは、議事の「(2) 令和7年度の実績報告」について、事務局から説明をお願いします。

事務局
(橋本)

令和7年度の実績について報告します。

資料(2)をご覧ください。

4月1日から直近の1月21日時点で、総数52,039件でした。

このペースですと、3月末は総数約6万4千件となる見込みです。

昨年度の総数が64,624件でしたので、実績値としてはほぼ同水準という結果です。

相談種別をみましても、これまでも介護予防マネジメントや介護予防支援といったケアプランに関する相談が全体の6割超えとなっており、今回も全体の64%がその相談でした。

次いで、総合相談が約3割となっております。

相談経路も本人・家族が半数以上ですが、医療機関やケアマネなど、医療や介護関係者が次いで多く、医療介護連携について、日常的にやりとりを行なっています。

相談件数でみますと高い水準を維持していますが、これは、民生委員などをはじめとする地域住民から、『困ったときはまず包括へ』という意識が地域に定着しており、潜在的な課題の早期発見に繋がっているものと考えます。

地域包括支援センターの効率化について、特に要支援者・事業対象者のケアプラン対象者数は居宅介護支援事業所と比較して多く、プラン作成やモニタリングなどの業務のウエイトが高い状況も踏まえ、各センターにケアプラン作成や相談内容を入力できるシステムとパソコンの設置、各種報告書のデータ化などを行なっています。

以上、長くなりましたが、令和7年度の実績報告について説明を終わります。

ただいまの説明内容について質問はございませんか。

吉田委員

資料の相談件数について、原市北の件数が極端に少ないようにみえる理由はあるでしょうか。

事務局
(橋本)

訂正前資料につきまして、原市北の相談件数が大幅に少ないものとなってしまっておりました、申し訳ございません。システムから抽出する際の設定誤りによるものでございました。訂正後資料につきましては、他の地域包括支援センターとほぼ同程度となっております。

今村委員長

他にございますか。

— なし —

それでは、議事の「(3) 令和8年度の業務予定」について、事務局か

事務局 (橋本)	ら説明をお願いします。 令和8年度の業務予定について説明いたします。 資料(3)－1 地域包括支援センター業務内容をご覧ください。 次年度の委託内容については、予算議決前のため現時点では予定となります。 地域包括支援センターは、介護保険法により必須事業とされているものがあり、介護予防ケアマネジメント、センターの運営、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築、指定介護予防支援がそれにあたります。このほか、地域支援事業に規定されている介護予防などの事業を委託できるとされています。 具体的な委託業務は、事業ごとに内容と業務を記載して資料にまとめています。 各事業について読み上げをすると長くなってしまいますので、ここでは省略させていただきまして、気になる事業などございましたらこの後、ご質問いただければ幸いです。 なお、事業自体は今年度の委託業務と同じになります。 説明は以上となります。
今村委員長	ただいまの説明内容について質問はございませんか。 － なし － それでは、議事の「(4) その他の地域包括ケアに関する事」について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (橋本)	ここでは、地域密着型サービス事業所の指定状況、指定介護予防支援事業所の指定状況、介護予防支援業務の委託状況について報告します。 資料(4)-1 をご覧ください。 前回の本協議会で報告した以降の本年1月から6月末までの期間の地域密着型サービス事業所の指定状況になります。更新が3件、廃止が1件であり、事業所は資料のとおりとなっております。 続いて、資料(4)-2 では介護予防支援事業者の指定状況についてです。 厚生労働省令の改正により、昨年4月1日より指定介護予防支援事業所は地域包括支援センターの独占だったものが、居宅介護支援事業所も指定を受けることが可能となっています。1月から6月末までに1件の新規がございました。 続いて、資料(4)-3 では、地域包括支援センターがケアプランを委託した新規の居宅介護支援事業所の一覧になります。 市内13件、市外14件の併せて27件の登録がありました。 説明は以上となります。 ただいまの説明内容について質問はございませんか。 － なし －

今村委員長	それでは、議事の「(5) 協議事項」について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (小泉)	協議事項としまして、原市南地域包括支援センターの減算と令和 8 年度から受託法人変更を行うことにつきまして説明します。 まず原市南地域包括支援センター運營業務減算についてです。 地域包括支援センターの人員配置は、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士のいわゆる 3 職種を置くこととされています。職員の退職などにより欠員が生じる場合は、新規採用または事業所内の異動などにより対応することとしています。また、委託料積算において 3 職種を置くことを前提としていることから、契約の仕様書において、欠員を生じて 2 月を超えた場合は、その欠員が生じた月数分を減算する内容となっております。なお、この 2 月というのは、新たに採用活動を行う場合等を考慮しての期間としています。 今年度、原市南地域包括支援センターにおいて、昨年度末の職員退職により 4 月から 1 名の欠員が生じておりました。採用活動を行い、市ホームページにも掲載するなどしていたところ、応募もあったと聞いておりますが、採用には至らず、また、法人内異動なども実施できなかったことから現在も欠員の状況が続いております。 12 月時点で法人と協議したところ、今年度の人員配置は困難との結論となったことから、契約書の仕様書に則り、資料にありますとおり、欠員を生じた期間について減算を行うこととしたいと思います。 なお、本協議会に諮った理由としまして、契約の仕様書において、「特別な事情があると認められたときは、この限りではない」としているため、これは自然災害など不可抗力の場合を想定したものでございます。 続けて、令和 8 年度の受託法人変更についての説明をさせていただきます。 既に資料をご覧くださいているかと存じますが、先月 12 月 8 日、今年度人員配置ができないことに加え、来年度の受託はできない旨の申し出がありました。 このため、新たな受託法人を選定する必要がありましたが、資料中 3 に記載のとおり、極めて短い引継ぎ期間で、地域の高齢者への影響が最小限となるよう確実に引き継ぐ必要がありました。また、地域包括支援センターには業務効率化などを図るためケアプラン作成や総合相談を記録するシステムを導入していますが、その設置にはおよそ 4 ヶ月を要することから、既にその環境があるという条件も附帯される事態となりました。 この条件を満たすことができるのは、現在地域包括支援センターを受託しており、上尾市の地域性や介護の特色を熟知した 5 法人に限られることから、すべての法人に確認をし、結果、1 法人が業務を履行できるとの回答がありました。 併行して、先日閉会した 12 月議会定例会に債務負担を上程し、この議決を得ましたので、2 月初旬にはその法人と契約し、時間が限られた中であることから、速やかに引き継ぎができるようにしていく予定となっております。 また、今回は時間が限られた中でやむを得ず契約を行うため、公募につ

今村委員長	いては令和 8 年度中に行ない、令和 9 年度の受託法人を選定する予定となっております。 以上ですべての議事を終了しました。ご協力ありがとうございました。これで、議長の任を解かせていただきます。 以上
--------------	---